

旭川地域森林計画変更計画書

(旭川森林計画区)

自 平成31年4月 1日
計画期間

至 令和11年3月31日

(令和2年12月25日変更)

岡 山 県

平成30年12月28日付けで樹立した旭川地域森林計画（計画期間は平成31年4月1日から令和11年3月31日まで）を、森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により次のとおり変更する。

なお、当計画書は、令和3年4月1日から効力を生ずるものとする。

目 次

I 計 画 の 大 綱

- 1 森林計画区の概況
 現行計画のとおり（略）
- 2 前計画の実行結果の概要及びその評価
 現行計画のとおり（略）
- 3 計画樹立に当たっての基本的な考え方 1

II 計 画 事 項

- 第1 計画の対象とする森林の区域 3
- 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項
 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項
 (1) 森林の整備及び保全の目標
 (2) 森林の整備及び保全の基本方針
 (3) 計画期間内において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等
 2 その他必要な事項
 現行計画のとおり（略）
- 第3 森林の整備に関する事項
 1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。） 4
 (1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針
 (2) 立木の標準伐期齢に関する指針
 (3) その他必要な事項
 2 造林に関する事項 5
 (1) 人工造林に関する指針 5
 (2) 天然更新に関する指針
 (3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針
 (4) その他必要な事項
 3 間伐及び保育に関する事項 6
 (1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針
 (2) 保育の標準的な方法に関する指針
 (3) その他必要な事項
 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
 (1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法
 に関する指針
 (2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域
 の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針 7
 (3) その他必要な事項
 5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項
 (1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方
 (2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基
 本的な考え方
 (3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）
 の基本的な考え方
 (4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方
 (5) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出
 方法
 (6) その他必要な事項
 6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林
 施業の合理化に関する事項
 (1) 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大及び森林施業の共同化
 に関する方針
 (2) 森林経営管理制度の活用に関する方針
 (3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針 8
 (4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針
 (5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針
 (6) その他必要な事項
- 第4 森林の保全に関する事項
 1 森林の土地の保全に関する事項
 現行計画のとおり（略）
 (1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法	
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	
(4) その他必要な事項	
2 保安施設に関する事項	
(1) 保安林の整備に関する方針	
(2) 保安施設地区の指定に関する方針	
(3) 治山事業の実施に関する方針	9
(4) 特定保安林の整備に関する事項	
(5) その他必要な事項	
3 鳥獣害の防止に関する事項	
(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針	10
(2) その他必要な事項	
4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	
(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）	11
(3) 林野火災の予防の方針	
(4) その他必要な事項	
第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	
現行計画のとおり（略）	
(1) 保健機能森林の区域の基準	
(2) その他保健機能森林の整備に関する事項	
第6 計画量等	
1 間伐立木材積その他の伐採立木材積	
現行計画のとおり（略）	
2 間伐面積	
現行計画のとおり（略）	
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	
現行計画のとおり（略）	
4 林道の開設及び拡張に関する計画	12
5 保安林の整備及び治山事業に関する計画	
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	19
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	
現行計画のとおり（略）	
(3) 実施すべき治山事業の数量	20
6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期	
現行計画のとおり（略）	
第7 その他必要な事項	
現行計画のとおり（略）	
1 保安林その他制限林の施業方法	
2 その他必要な事項	

Ⅲ 附 属 資 料

現行計画のとおり（略）

- ・「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準」
- ・森林生態系調査基礎調査の調査結果による鳥獣害防止森林区域候補地
- ・森林簿（省略）
- ・森林計画図（省略）

旭川森林計画区位置図



I 計画の大綱

1 森林計画区の概況

現行計画のとおり（案）

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

現行計画のとおり（案）

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

現行計画のとおり（案）

(1) 森林整備の在り方

【中略】

このため、森林整備のための森林区分として、植栽の有無などにより規定されていた人工林、天然林の区分に代え、育成のため的人為の程度、森林の階層構造及び経済性に着目して、次のとおり区分することにより、一層の整備を推進していく。

① 育成単層林、育成複層林

(育成単層林：森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採した後、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立維持された森林)

(育成複層林：森林を構成する林木を部分的に伐採した後、複層樹冠層を構成する森林として人為により成立維持された森林)

- ・ 自然条件がよく林業経営に適した森林においては、集積や集約化、路網の整備、高性能林業機械の導入による労働生産性の向上等により、安定的な県産材の供給源として適正な管理を進めていく。
- ・ 環境に配慮した小面積皆伐や再造林等による若返り化を進め、人工林の齢級構成の平準化を図る。
- ・ 生育途上にある森林の間伐を推進するとともに、土壌の流亡などの恐れのある林分では、伐期の多様化、長期化を図るなど、自然環境の保全に配慮した森林施業を推進する。
- ・ 少花粉スギ等の植栽などにより、花粉発生源の対策を推進する。
- ・ 育成単層林としての適切な生育が見込めないところや、奥地や急傾斜など林業経営に適さないところは、管理コストの低い針広混交林等の育成複層林や天然生林へ誘導していく。

② 天然生林

(主として天然力を活用することにより成立・維持され、健全性の確保等のため必要に応じ適切に保全・整備された森林)

- ・ 自然力を活用して、四季折々の美しい自然を楽しむことができるような多様で健全な天然生林を維持することにより、公益的機能の高度発揮を図る。
- ・ 森林浴、森林レクリエーション、森林・環境教育等県民が森林とふれあう場所として、貴重な森林や里山、身近な都市近郊林を県民へ広く開放し、多様な森林活動の展開を助長する。
- ・ 台風等による災害、森林病虫害等の被害、山火事の発生等森林災害に強い森林づくりを進めることにより、森林機能の低下を防ぐ。

(2) 計画推進の基本方針

ア 生産活動を通じた林業の成長産業化

森林経営管理制度の推進により、意欲と能力のある林業経営者に森林経営を集積・集約化し、花粉の飛散低減など環境に配慮した林業生産活動を持続的に展開する。

また、県産製材品の品質向上と販路拡大を進め、循環資源である木材・木質バイオマスの利用を推進する。

イ 森林とのふれあいを通じた心の豊かさやゆとりの確保

里山林、都市近郊林の整備を行い、身近な森を利用した森林環境教育活動等を推進し、心の豊かさやゆとりのある生活を実現する。

ウ 自然環境の保全を通じた公益的機能の確保

経営管理が行われていない人工林を管理コストの低い針広混交林等へ誘導し、森林の持つ公益的機能を確保する。

また、山地災害や森林病虫害に対しては、適切な保全対策を講じて森林の健全性を確保する。さらに原生的な森林や貴重な動植物が生息・生育する森林等を保全し、生物の多様性を確保する。

(3) 目標設定の考え方

現行計画のとおり（案）

Ⅱ 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

○ 市町村別森林面積

単位 面積：ha

区分		面積	備考	
総数		125,779.75	森林法第5条第2項第1号の森林	
市町村別 内訳	岡山市	32,302.77		
	旧岡山市	15,675.44		
	旧御津町	7,427.65		
	旧建部町	6,142.84		
	旧瀬戸町	2,218.81		
	旧灘崎町	838.03		
	玉野市	5,836.78		
	真庭市	58,862.15		
	旧北房町	5,150.59		
	旧勝山町	11,216.22		
	旧落合町	10,938.17		
	旧湯原町	9,733.23		
	旧久世町	5,587.56		
	旧美甘村	5,676.19		
	旧川上村	4,124.65		
	旧八束村	3,417.29		
	旧中和村	3,018.25		
	新庄村	5,720.02		
	久米南町	5,109.94		
	吉備中央町	17,948.09		
	旧加茂川町	9,584.06		
	旧賀陽町	8,364.03		
	再掲	備前県民局(支局除く)	56,087.64	
		美作県民局(支局除く)	5,109.94	
		美作県民局真庭支局	64,582.17	

- (注) 1 計画の対象とする森林の区域は森林計画図において図示する区域内の民有林とする。
 2 森林計画図の閲覧場所：県庁、関係県民局・地域事務所、関係市町村事務所
 3 森林計画の対象とする民有林は、森林法第10条の2に基づく林地の開発行為の許可制、森林法第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届出制及び森林法第10条の8に基づく伐採及び伐採後の造林の届出制の対象となる。

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

現行計画のとおり（略）

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

現行計画のとおり（略）

なお、立木の伐採（主伐）の標準的な方法は、市町村森林整備計画において伐採（主伐）を行う際の規範として定められるものである。

ア 皆伐

現行計画のとおり（略）

イ 択伐

現行計画のとおり（略）

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

以下、現行計画のとおり（略）

2 造林に関する事項

造林に関しては、第2の森林の整備及び保全に関する基本的な事項によるほか、気候、地形、土壌等の自然的条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の状況、木材の利用状況等を勘案して人工造林及び天然更新に関する指針を定めるものとする。

また、更新にあたっては、花粉の少ない森林への転換を図るため、少花粉スギ・ヒノキ苗木の植栽、針広混交林への誘導のほか、伐採とコンテナ苗木による造林の一貫作業システムの導入等に努めることとする。

(1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や多面的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林において行うことを定めること。

なお、人工造林の対象樹種は、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の樹種の選択の規範として定められる。

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

造林樹種は、造林を行う際の樹種選択の規範として定められるものであり、その選定に当たっては、適地適木を旨として、自然条件、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況を勘案して定めることとし、苗木の選定については、成長に優れたものの導入や少花粉スギ・ヒノキ苗木、コンテナ苗の増加に努めること。また、必要に応じて品種に関する指針を定めること。

以下、現行計画のとおり(略)

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

現行計画のとおり(略)

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

以下、現行計画のとおり(略)

3 間伐及び保育に関する事項

間伐及び保育に関して、第2の森林の整備及び保全に関する基本的な事項、第6の1の立木伐採材積及び2の間伐面積を踏まえ、次の事項を指針として、既往の施業体系、間伐・保育の実施状況等を勘案して定める。

なお、間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法は、市町村森林整備計画において間伐を行う際の規範として定められる。

以下、現行計画のとおり(略)

- 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
- (2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針
- 現行計画のとおり(略)
- ア 区域の設定の基準
- 現行計画のとおり(略)
- イ 森林施業の方法に関する指針
- 木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた伐採の方法等を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することを定めること。
- 以下、現行計画のとおり(略)

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

現行計画のとおり(略)

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針
現行計画のとおり(略)

(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針
現行計画のとおり(略)

(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

林業に従事する者の養成及び確保については、就業相談会の開催、技能・技術の習得のための計画的な研修の実施等による林業就業者のキャリア形成支援、森林組合等の林業事業体における雇用関係の明確化及び雇用の安定化による労働条件の確保等雇用管理の改善並びに事業量の安定的確保、生産性の向上等による事業の合理化を一体的・総合的に促進するとともに、その支援体制の整備に努めるものとする。

また、経営方針を明確化し、地域の林業の担い手となり得る経営感覚に優れた林業経営体を育成するとともに、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組む。

(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針
現行計画のとおり(略)

(5) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針
現行計画のとおり(略)

(6) その他必要な事項
現行計画のとおり(略)

2 保安施設に関する事項

(3) 治山事業の実施に関する方針

治山事業については、県民の安全・安心の確保を図る観点から、第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、近年、頻発する集中豪雨等による大規模災害の発生のおそれが高まっていること及び山腹崩壊等に伴う流木災害を踏まえ、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽及び本数調整伐等の保安林の整備及び溪間工、山腹工及び地下水排除工等の治山施設の整備を、流域特性等に応じた形で計画的に推進することとし、治山事業の計画量を第6の5の(3)のとおり計画する。

また、流木対策としては、治山ダムを設置や根系等の発達を促す間伐等の森林整備、流木化して下流域へ被害を及ぼす可能性の高い流路部の立木の伐採等に取り組むこととする。

併せて、土砂流出防備等の機能の十分な発揮を図る観点から、保安林の配備による伐採等に対する規制措置と治山事業の一体的な運用等に努めることとする。

以下、現行計画のとおり(略)

3 鳥獣害の防止に関する事項

- (1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針
現行計画のとおり(略)

ア 区域の設定の基準

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣により被害を受けている森林及び被害が生ずるおそれのある森林等について、その被害の状況や当該対象鳥獣の生息状況を把握できる全国共通のデータ等に基づき、林班を単位として鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域を定めること。

以下、現行計画のとおり(略)

4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）

3（1）アにおいて定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、その防止に向け、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づく市町村被害防止計画や鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく県鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画も踏まえつつ、関係行政機関、森林組合及び森林所有者等が協力して計画的に行う防護柵の設置や捕獲等の防除活動を総合的かつ効果的に推進する。

また、生物多様性の確保の観点から野生鳥獣の生息環境にも配慮した針広混交林の育成や複層林の整備、人と野生鳥獣の棲み分けに配慮した緩衝帯の整備等を推進する。

4 林道の開設及び拡張に関する計画

ア 計画区開設延長等

単位 延長：m、(改良：箇所数)

区 分	開 設				拡 張		備 考
	総 数	基 幹	その他	改 築	改 良	舗 装	
総 数	73,917	0	71,587	2,330	132	85,409	

イ 路線別開設延長等

単位 延長：m、面積：ha

開設 種別	区 類分	市町村名	路線名	延長	利用 区域 面積	前半5カ年 の計画箇所	国有林との	備 考		
							連絡調整の 必要の有無			
開設 種別 ・ 新設	区 類分 ・ 自動車 道	開設総数	62路線	73,917						
		(新設)計	57路線	71,587						
		その他計	57路線	71,587						
		開設 種別 ・ 新設	区 類分 ・ 自動車 道	岡山市	15路線	16,900				
				旧岡山市	掛畑	1,750	160		無	
					中牧	1,396	34		無	
					苫田	1,900	121		無	
					栢谷	1,889	136		無	
					掛畑1号	1,000	40		無	
					栗井	305	202		無	
				計	6路線	8,240				
				旧御津町	田土	1,787	99		無	
					鼓田	483	53		無	
				計	2路線	2,270				
				旧瀬戸町	木庭	670	56		無	
					奥谷	890	104		無	
					坂根南	1,520	100		無	
					寺奥西	570	30		無	
		計	4路線	3,650						
		旧建部町	大池	2,020	86		無			
			土師方	400	33		無			
			三納谷	320	43		無			
		計	3路線	2,740						
		玉野市	臥龍山	1,500	40		無			
			後閑	1,500	30		無			
			常山	2,200	64		無			
			永井	3,265	70		無			
		計	4路線	8,465						
		開設 種別 ・ 新設	区 類分 ・ 自動車 道	吉備中央町	10路線	14,770				
				旧加茂川町	此井田	1,600	39		無	
					三谷大木	1,800	39		無	
					ふくろ谷	1,700	42		無	
中山	1,000				95		無			
引撫大勝	2,500				67		無			
立石美原	1,000				62		無			
計	6路線			9,600						
旧賀陽町	丸田			1,960	62		無			
	高間			1,000	150		無			
	清水	1,000	100		無					
	刈尾	1,210	100		無					
計	4路線	5,170								

単位 延長：m、面積：ha

開設別	種別	区分	市町村名	路線名	延長	利用 区 面 積	前半5カ年 の計画箇所	国有林との	備考	
								連絡調整の 必要の有無		
開設	自動車道	林	真庭市	24路線	27,282					
			旧北房町	上合地・井尾	2,200	115			無	
				塩谷	1,000	29			無	
				大谷	400	18			無	
				蓬原・多和山	900	30			無	
				阿口・境	1,000	35			無	
				大野呂山	800	30			無	
				三谷・草谷	900	33			無	
			計	7路線	7,200					
			旧勝山町	柴原原方	1,000	30			無	
				計	1路線	1,000				
			旧落合町	間瀬	2,605	230			無	
				計	1路線	2,605				
			旧湯原町	西の谷	400	47			無	
				白根	1,600	83			無	
				日尾谷	500	85			無	
				大谷奥	4,500	248			無	
			計	4路線	7,000					
			旧久世町	山生	500	262			無	
				西谷	900	174			無	
				菅ヶ峠	400	47			無	
				長田	1,000	39			無	
			計	4路線	2,800					
			旧美甘村	吉谷	270	121			無	
				平島	990	251			無	
				計	2路線	1,260				
			旧川上村	川上1号	1,470	589	○		無	
				天の岩戸	347	33			無	
				計	2路線	1,817				
			旧八束村	湯頭	1,270	31			無	
				計	1路線	1,270				
			旧中和村	向山	1,630	11			無	
				谷奥	700	39			無	
				計	2路線	2,330				
			新庄村	宝田	170	71			無	
				野土路高下	2,100	75			無	
				計	2路線	2,270				
			久米南町	西山	1,400	75			無	
				松陰地	500	50			無	
				計	2路線	1,900				

単位 延長：m、面積：ha

開設 別	種 類	区 分	市町村名	路線名	延長	利用 区 面積	前半5カ年 の計画箇所	国有林との	備考
								連絡調整の 必要の有無	
開設	改築	林道	(改築) 計	5路線	2,330				
			吉備中央町	1路線	330				
			旧加茂川町 計	三 飛	330	108		無	
				1路線	330				
			真庭市	4路線	2,000				
			旧勝山町 計	大来尾	900	125		無	
				藤波北谷	200	82		無	
				曲り首尾	400	30		無	
				柴原向	500	68		無	
				4路線	2,000				
			再計		備前県民局 (地域事務所除く)	30路線	40,465		
	美作県民局 (地域事務所除く)	2路線		1,900					
	美作県民局真庭地域事務所	30路線		31,552					

単位 箇所：箇所数、面積：ha

開設 種別	種別	区	市町村名	路線名	箇所	利用 区域 面積	前半5カ年の 計画箇所	国有林との		備考
								連絡調整の 必要の有無		
拡 自 動 車 道 改 良 道	林		(改良)計	61路線	132					
			基幹計	1路線	3					
			真庭市	(森林基幹) 作備	3	1,473		無	法面改良・路肩改良	
			その他計	60路線	129					
			岡山市	10路線	31					
			旧岡山市計	宝伝	1	72	○	無	局部改良	
			旧灘崎町	1路線	1					
				彦崎	3	125		無	法面改良・局部改良	
				川彦	3	88		無	法面改良・局部改良	
				迫川	3	74		無	法面改良・局部改良	
				片岡	2	61		無	法面改良・局部改良	
				明石山	4	56		無	法面改良・局部改良	
				大植	2	31		無	法面改良・局部改良	
			計	6路線	17					
			旧建部町	宮ヶ谷	1	13		無	幅員改良	
				阿弥陀	9	319		無	法面改良	
				長畝	3	42	○	無	局部改良	
			計	3路線	13					
			玉野市	前谷	1	30	○	無	路肩改良	
				深山	15	99	○	無	舗装改良	
			計	2路線	16					
			吉備中央町	4路線	4					
			旧加茂川町	和中	1	88		無	幅員改良	
				三飛	1	108		無	幅員改良	
				日山谷	1	144		無	幅員改良	
				桜久保	1	105	○	無	路肩改良	
			計	4路線	4					
			真庭市	40路線	72					
			旧北房町	三谷	2	65		無	幅員改良	
				境	2	55		無	幅員改良	
			計	2路線	4					
			旧勝山町	星山	2	242		無	法面改良	
				大ナル	2	41		無	幅員改良	
				藤波北谷	1	82		無	路肩改良	
				山久世	1	303	○	無	法面改良	
				作西1号	1	439		無	路肩改良	
			計	5路線	7					
			旧落合町	清水寺	1	119		無	路肩保護	
				木山大谷	1	95		無	路肩保護	
				辻谷	2	95		無	路肩保護	
大京谷	10	114		○	無	局部改良				
上山長虬	1	140		○	無	法面改良				
東谷	2	97		○	無	局部改良				
計	7路線	23								
旧湯原町	山谷	1	42		無	付替道路				
	板井戸	1	156	○	無	局部改良				
	作西1号	1	439	○	無	法面改良・路肩改良				
計	3路線	3								
旧久世町	横畝	1	193		無	局部改良				
	赤目石	1	132		無	局部改良				
	セビ谷	1	126		無	局部改良				
	鴻殖	1	119		無	局部改良				
	惣	1	61		無	幅員改良				
	西谷	1	169		無	幅員改良				
	木谷	1	168		無	局部改良				
	江森	1	165		無	幅員改良				
	鍋谷	1	121		無	局部改良				
	芦谷	1	102		無	法面改良・局部改良				
	小谷	1	178		無	局部改良				
計	銅々	2	38		無	法面改良				
計	12路線	13								

単位 箇所：箇所数、面積：ha

開設 拡張 別	種 類	区 分	市町村名	路線名	箇所	利 用 区 域 面 積	前半5カ年の 計画箇所	国有林との 連絡調整の 必要の有無	備 考
拡 自 林 動 車 道 ・ 改 良 道			真庭市						
			旧美甘村	黒畑	1	356		無	幅員改良
				七段	1	58		無	法面改良
				河田山路	2	263		無	法面改良
				月ヶ峠	1	84		無	幅員改良
				湯谷	1	127		無	幅員改良
				矢淵	2	240	○	無	法面改良・局部改良
				吉谷	2	121	○	無	局部改良
			計	7路線	10				
			旧川上村	川上1号	1	587		無	法面改良
				川上2号	2	366	○	無	局部改良
				計	2路線	3			
			旧中和村	栃木谷	1	71		無	局部改良
				美作北2号	8	376	○	無	法面改良
				計	2路線	9			
			新庄村	田井二ツ橋	3	165	○	無	法面改良
				茅見奥	1	88		無	法面改良
				中谷浦手	1	61		無	法面改良
				宮座	1	87		無	法面改良
				計	4路線	6			
再 計			備前県民局（地域事務所除く）	16路線	51				
			美作県民局（地域事務所除く）	0路線	0				
			美作県民局真庭地域事務所	45路線	81				

単位 延長：m、面積：ha

開設 種別	種別	区 分	市町村名	路線名	延長	利用 区 域 面積	前半5カ年 の計画箇所	国有林との	備考
								連絡調整の 必要の有無	
拡 自 林 動 車 道 ・ 舗 張 装 道			(舗装)計	56路線	85,409				
			基幹計	1路線	11,270				
			真庭市	(森林基幹) 作備	11,270	1,473	○	有	
			その他計	55路線	74,139				
			岡山市	13路線	13,068				
			旧岡山市	掛畑	1,750	160		無	
				中牧	1,396	31		無	
				掛畑1号	1,000	40		無	
			計	3路線	4,146				
			旧御津町	田土	1,797	152		無	
				鼓田	483	53		無	
			計	2路線	2,280				
			旧建部町	大岩	1,000	31		無	
			計	1路線	1,000				
			旧灘崎町	彦崎	520	125		無	
				川彦	740	88		無	
				迫川	210	74		無	
				片岡	350	61		無	
				明石山	680	56		無	
				大植	120	31		無	
			計	6路線	2,620				
			旧瀬戸町	塩井	3,022	99		無	
			計	1路線	3,022				
			吉備中央町	17路線	29,032				
			旧加茂川町	宮の谷1号	150	58		無	
				三飛	400	108		無	
				大谷	1,100	36		無	
				年末水谷	3,600	366		無	
				行森柿山	700	39		無	
				日山谷	2,100	144	○	無	
				引撫大師	1,800	60		無	
				久西谷	700	57		無	
				中山	1,000	46		無	
				尾山坂	1,461	38	○	無	
				引撫大勝	1,200	67		無	
			計	11路線	14,211				
			旧賀陽町	大蔵	3,716	32		無	
				舞地	2,145	45		無	
				国曾の奥	1,460	62		無	
				高間	2,500	150		無	
清水	3,000	100			無				
友田	2,000	30			無				
計	6路線	14,821							

単位 延長：m、面積：ha

開設 拡張 別	種 類	区 分	市町村名	路線名	延長	利用 区域 面積	前半5カ年 の計画箇所	国有林との	備考	
								連絡調整の 必要の有無		
拡 自 林 動 車 道 舗 道 張 装	林	真庭市		24路線	30,539					
			旧勝山町	曲り野呂	2,700	131		無		
				計	1路線	2,700				
			旧落合町	間瀬	800	355		無		
				計	上山長屹	2,600	140	○	無	
			旧湯原町	計	山谷	700	42	○	無	
					一の谷	400	194		無	
					日尾	600	120		無	
					羽部	150	13		無	
					小谷	200	38		無	
					中山	200	19		無	
					中山上	400	28		無	
					山根	700	118		無	
					金井谷	800	41		無	
					計	9路線	4,150			
			旧久世町	計	木谷南谷	93	93		無	
					三坂	200	211		無	
					東明	2,282	83		無	
					横畝	130	169		無	
			計	4路線	2,705					
			旧美甘村	計	林ヶ成	800	63		無	
					矢瀨	2,700	240		無	
					月ヶ屹	3,200	84		無	
			計	3路線	6,700					
			旧川上村	計	川上1号	8,000	587		無	
					天の岩戸	1,037	34		無	
			計	2路線	9,037					
			旧中和村	計	登り畝	747	114		無	
					四幸	900	176		無	
					美作北2号	200	376		無	
			計	3路線	1,847					
			新庄村	計	潤谷	1,500	205	○	無	
計	1路線	1,500								
再 計		備前県民局（地域事務所除く）	30路線	42,100						
		美作県民局（地域事務所除く）	0路線	0						
		美作県民局真庭地域事務所	26路線	43,309						

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

①保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

現行計画のとおり（略）

②計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等 指定については現行計画のとおり（略）

単位 面積：ha

指 解 除 定 別	種 類	森 林 の 所 在		保 面 安 林 積	前 半 5 カ 年 の 計 画 面 積	指 定 又 は 解 除 を 必 要 と す る 理 由	備 考
		市	町 村 区				
解 除	総 数			1	1	指 定 理 由 の 消 滅	
	保 健、風 致 の 保 存 等 の た め の 保 安 林	岡山市		1	1		
		旧岡山市		1	1		
再 掲	備前県民局(地域事務所除く)			1	1		
	美作県民局(地域事務所除く)						
	美作県民局(真庭地域)						

(注) 面積は、少数点第1位を四捨五入し整数止めとした。

③計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林

現行計画のとおり（略）

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

森 林 の 所 在		治山事業施行 地区数		主 な 工 種	備 考
市町村	区 域		前半5ヵ年の計画		
岡山市					
旧岡山市	5	2		溪間工	
	24	1	1	山腹工	
	30	1	1	山腹工	
	81	1	1	溪間工・山腹工	
	106	1	1	山腹工	
	236	1	1	山腹工	
	264	1	1	溪間工・山腹工	
旧御津町	20	2		山腹工	
	23	1		溪間工	
	52	1		溪間工	
	89	1	1	溪間工	
	96	1	1	溪間工・山腹工	
旧灘崎町	11	1	1	山腹工	
旧瀬戸町	24	1	1	森林整備	
	25	1	1	森林整備	
	25	1	1	溪間工	
	41	1	1	溪間工	
	43	3		溪間工	
旧建部町	6	1	1	溪間工・山腹工	
	14	2		溪間工・山腹工	
	29	3	3	溪間工・山腹工	
	42	1	1	溪間工	
	50	1	1	溪間工・山腹工	
	66	1	1	溪間工	
	73	1		溪間工	
玉野市	5	2	2	溪間工・山腹工・森林整備	
	38	2		溪間工	
	40	1	1	山腹工	
	49	2	1	山腹工	
	52	1		山腹工	
	55	1		山腹工	
	58	1		溪間工	
	60	1		溪間工	
	62, 63, 64	2	1	森林整備	
	59, 83, 84	2	1	森林整備	
	64	1	1	溪間工	
	74	1	1	溪間工	
	88	1		溪間工	
	109	1		山腹工	

森 林 の 所 在		治山事業施行 地区数		主 な 工 種	備 考
市町村	区 域		前半5ヵ年の計画		
吉備中央町					
旧加茂川町	83	1	1	山腹工	
	177	1		溪間工	
旧賀陽町	18	1		森林整備	
	26	1	1	溪間工	
真庭市					
旧北房町	3	1	1	森林整備	
	7	1		溪間工	
	15	1		溪間工	
	16	1		溪間工	
	52	1		溪間工	
旧勝山町	1	1	1	森林整備	
	2	1		溪間工	
	16	1		溪間工	
	34, 43	1		溪間工	
	56	1		溪間工	
	66	1		溪間工	
	109, 110, 111	1	1	山腹工	
	117	1	1	山腹工	
	125	1	1	山腹工	
	158	2	2	溪間工	
	161	1	1	山腹工	
	169	1		溪間工	
	182	1		溪間工	
旧落合町	1	1		溪間工	
	3, 4	1		溪間工	
	21	1		山腹工	
	35, 36	2		溪間工	
	51	1	1	溪間工	
	107	2	1	溪間工	
	123	1		溪間工	
	127	1	1	溪間工	
	135	1		溪間工	
	179	1		溪間工	
	182	1		溪間工	
193	1		溪間工		

森 林 の 所 在		治山事業施行 地区数	前半5ヵ年の計画	主 な 工 種	備 考
市町村	区 域				
真庭市					
旧湯原町	1	2	1	森林整備	
	34	1		森林整備	
	42	1	1	溪間工	
	45	1		溪間工	
	66, 67, 68	2		森林整備	
	70, 71	1		溪間工	
	139	1	1	森林整備	
	164	1		溪間工	
旧久世町	16, 17	1		溪間工	
	34	1	1	山腹工	
	38	1		溪間工・山腹工	
	40	1		溪間工	
	49	2	1	溪間工・山腹工	
	50	1		山腹工	
	62, 63	1	1	溪間工	
	73	1		溪間工	
	78	2	1	溪間工	
	115, 116	1	1	溪間工	
旧美甘村	25, 26, 27	2	1	森林整備	
	46	1		溪間工	
	59	1		溪間工	
	74, 77, 78	2	1	森林整備	
	79	1	1	溪間工	
	83	1	1	溪間工	
	85	1		溪間工	
	97, 98	1	1	森林整備	
	110	1		溪間工	
111	1	1	溪間工		
旧川上村	6	1		森林整備	
	22	1		溪間工	
	26	1		溪間工	
	36, 37, 38	2	1	森林整備	
	59	4	3	山腹工	
旧八束村	5	1		溪間工	
	7	1	1	溪間工	
	48, 49	1	1	森林整備	
	54	1	1	森林整備	
旧中和村	28	1	1	森林整備	
	52	1		溪間工	

単位 地区

森 林 の 所 在		治山事業施行 地区数	前半5ヵ年の計画	主 な 工 種	備 考
市町村	区 域				
新庄村	3	1		溪間工・山腹工	
	13	1	1	溪間工	
	26	1		溪間工	
	63	1		溪間工	
	64	1		溪間工	
	92	1	1	溪間工	
久米南町	38	1	1	森林整備	
	80	1		溪間工	
合計		145			
再 掲	備前県民局（地域事務所除く）	55			
	美作県民局（地域事務所除く）	2			
	美作県民局（真庭地域事務所）	88			